

# [教室型]平成29年11月「塾代助成カード」取扱い開始参画事業者説明会質疑応答

開催日：平成29年10月24日

カテゴリ	「参画事業者の手引き」 該当箇所	質問内容	事務局の回答
カード利用受付について (参画事業者の方)	①共通編 P.02	参画事業者が利用者へ塾代助成カードの資格喪失について確認を行う必要はありますか。	いいえ。運営事務局で対応しますので、参画事業者による確認は不要です。資格を喪失した翌月分より塾代助成カードの利用が停止されますのでご注意ください。